

## 令和5年度第2回 地域公共交通会議 会議録

日時:令和 5 年 7 月 26 日(水)13:40~15:15

場所:南伊勢町役南島庁舎 2 階会議室

出席者:18 名(定数 20 名)

出席者のうち委任状による代理出席 2 名

- ・上村町長
- ・住民代表(田畑委員〔会長〕、竹内委員、田中委員、島田委員、橋本委員)
- ・学識経験者(名古屋大学大学院環境学研究科 加藤教授〔副会長〕)  
※オンラインでの出席でしたが、接続状態が悪く長時間通信できませんでした。  
大変、ご迷惑をおかけいたしました。
- ・福祉有償運送事業者(南伊勢町社会福祉協議会上村南島支所長)
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者  
(三重交通(株)バス事業部増田部長、大新東(株)南伊勢営業所古市所長)
- ・一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(三重県タクシー協会伊勢志摩支部長:三交タクシー)
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体  
(伊勢志摩交通労働組合執行委員長 新任)
- ・中部運輸局三重運輸支局(首席運輸企画専門官)
- ・伊勢警察署(交通規制係長 代理出席)
- ・三重県(地域連携・交通部交通政策課長 代理出席)
- ・三重県伊勢建設事務所(副所長兼保全室長)
- ・南伊勢町(観光商工課長、子育て・福祉課長)

事務局:南伊勢町 環境生活課課長 瀬古、生活交通係 係長 長尾、片岡



・人事異動による委員紹介 三交伊勢志摩交通労働組合執行委員長 小磯 豊 様

1 会長あいさつ

2 議 題

- 1)南伊勢町営バス 令和 5 年 10 月改正(案)
- 2)吉津路線における道路運送法 21 条申請について
- 3)イベント開催時におけるデマンドバス利用について

承認

協議

協議

3 意見交換・その他

- ・令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

## 1. 委嘱状交付

(事務局)

定刻となりましたので、令和 5 年度第 2 回南伊勢町地域公共交通会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりの委員の皆さま、本当にありがとうございます。

三重県さん、三重交通さんのご協力により、南島西巡回バスモデル事業の実証結果を踏まえ、令和 5 年 10 月町営バスダイヤ改正案ができ上がりました。今回も協議事項が多くございますので、皆さまよろしくお願ひします。

ここで、新しい委員の方のご紹介をさせていただきます。7 月で三交伊勢志摩交通労働組合の執行委員長が、前任の松林様から、志摩営業所の小磯様にかわられました。よろしくお願ひいたします。

では会長からご挨拶をいただいた後、南伊勢町公共交通会議設置要綱第 4 条の 3 項に基づき、田畑会長に会議を統括いただきますので、よろしくお願ひいたします。

(田畑会長)

南伊勢町地域公共交通会議の、第 2 回会議を開催させていただきます。

何にしても、非常に暑さが厳しいですね。皆さんお暑いな中、この協議会に参加していただき、誠にありがとうございます。

まず、今回の会議も 20 名中 18 名出席で、会議が成立することをお伝えします。

本題に入ります前に、先ほど音声調整していましたけど、今日は加藤先生がオンライン参加ですね。

よろしくお願ひいたします。

では議題一つ目の南伊勢町営バスの令和 5 年 10 月の改正に向けた、町営バスダイヤ案の説明を事務局からお願ひします。

(事務局:瀬古課長)

事前に新ダイヤ案については郵送させていただきました。内容をご確認いただいたかと思ひます。

南島西巡回バスモデル事業の結果や、これまで皆さまにこの協議会でご検討、ご意見いただいた内容、各地域に出向き聞き取ったことなどを盛り込み、公共交通計画を確認しながら、ダイヤ案を作成しました。

ダイヤや、運行体系のご確認はある程度お済かと思ひます。会議時間も限りがございますので、今回の町営バスダイヤ案のポイントを申し上げます。今回 10 月の改正のポイントとしまして、大きく五つのポイントがあり、1 つ目としましては、大方竈線の延伸でございます。一部南島道方まで運行する時間帯もございましたが、阿曾浦大方竈間を運行していた大方竈線について、南島メディカルセンターまで延長し、ハブ化し、各ダイヤに接続しました。南島メディカルセンター若しくは南島道方でお乗換えいただきますと、全てのダイヤが阿曾浦へ接続されるようになります。これにより、南島地区本線が阿曾浦へ乗り入れる本数を減らし、伊勢や南島道方から、古和、棚橋までも運行時間の短縮を図りました。伊勢市からの最終帰宅便については、最終の「古和」まで 14 分間の時間短縮ができました。阿曾浦には、南島道方からお乗換えいただく、別の便を確保しています。

続きまして、子育て世代のお母さん方から要望の多かった、夕方の増便です。小中学校の下校後、塾や友

達のところに行くのに乗車できる時間帯を設定しています。

次に、大江道行竈線の休止です。令和4年度のご利用者数が3人ということで、地元区長さんと協議させていただきました。2地区ともにデマンドバス利用をされている方も多く、乗車も7時30分から可能と言うこともあり、デマンドバスへの移行となりました。「大江」「道行竈」のバス停と国道からその路線を休止いたします。国道沿いの「道行竈口」と「国道大江」は変更ありません。「国道大江」の増便については後ほど説明いたします。

それと、今回のダイヤ改正の肝である南島西巡回バスの今後の運行体系は、ABルートについては町営バスに路線とダイヤを統合します。

南島西巡回バスではABC3つのルートがありましたが、前回会議でご報告した結果と、皆さまのご意見を元に、ABルートを「村山」地区を除き統合し、毎日運行とし、この三重交通運行路線で引き続き運行します。

Cルートにつきましては、後ほど協議いただく21条路線として運行します。Bルート上であった「村山」地区は、吉津地区であることを考慮し、また地域での懇談会でご意見として、伊勢地・河内と同じく地元タクシー会社での運行を希望されており、町営バス吉津線で運行することになりました。

次に、高校への通学や、伊勢市内の総合病院への利用の多いダイヤ、古和6:19発伊勢病院行の始発便につきまして、出発を4分早めます。これは、南島から伊勢市に通学する高校生が特に4、5月の年度初めの時期、伊勢市内の渋滞の為、運行に遅れが生じることがあり、学校へ少しでも早く到着できるようにと出発を早めるものです。また、このダイヤ改正により、伊勢市内の「宮町」バス停若しくは、「伊勢市駅」で伊勢市の運行する「おかげバス」や、三重交道路線への乗換えで、昨年開院した「伊勢ひかり病院」や「伊勢赤十字病院」へ行くことが可能となりました。わかりやすい乗換え方法や、他市町のバス利用案内も、近隣市町と協力し、進めていきたいと思っています。

以上となります。

(田畑会長)

ありがとうございます。運行は三重交通さんですね。補足説明はございませんか。

(増田委員:三重交通)

このダイヤ改正で、南島エリアに常駐するバスは1台減らし、代わりに、ワゴン車を2台増やしています。

ですので、大方竈線の1台とで、追加する2台で、合わせて3台のワゴン車が南島地区を運行することになります。この2台は大方竈線同様の車両となります。

南島西巡回のお話をいただいた時に、1台はワゴン車が増えるというところからスタートして、折角増えるのでその車を有効に活用しようと言うことです。先の方竈のメディカル延伸や、伊勢から来たバスが阿曾浦に入ると遅くなるとか、或いは南島南勢連絡線を増やしてもらえないかなど、いろいろご要望いただき、増便した1台でできることを最大限盛り込んだ、というような内容でございます。

見方によると、せっかく繋がったのにどうして、こんなところで乗り換えがあるのかな？と言うところもありますが、増車は1台だけですので、ご理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

(田畑会長)

増田委員に、この審議に入る前に補足説明をしていただきました。

経験を踏まえた上で、よりサービスの向上を図りたいというのが、この提案の趣旨でございます。

利用者の意見や要望を、繰り入れたものになっているとの説明でした。事前に皆様のお手元に届けさせてもらいました町営バス 10 月ダイヤ改正のポイントの文書から、それらを汲み取っていただければありがたいと思います。他に何かご意見、質疑などございませんか。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

三重運輸支局でございます。

少し確認だけでございますので、おつき合いをお願いします。

1 点目です。大江道行電線の廃止で、先ほど事務局よりあったように自治会さんの方で確認の上、廃止にとのことですが、年間利用者数が 3 人で、おそらくこの方々というのは把握もされているかと思しますので、今後は説明の通り、デマンドバスや「国道大江」バス停でカバーされていくかと思しますので、この利用者の方を引き続きフォローができるようにしていただければと思います。

次に、南島西巡回バス路線は、この10月からは三重交通さんの4条路線としての運行でよろしいでしょうか。路線延長部分や、バス停の設置などは、公安委員会さんや、道路管理者さんとの協議もすべて完了しているとのことよろしいか？

続きまして、南島西巡回のCルートの方は、10月からは21条許可の方で手続きを進めていくことでよろしいですか？

あと最後に、今後は町内から伊勢市に向かう多くの場合に、町営バスと三重交通南島線の車両で乗り換えなしでいけるとのことですが、町営バスの運賃の体系と、その先の三重交通の路線バスの運賃について、おそらく料金体系が別だと思いますがどうなりますか。バス運賃の表示は、始発から継続し表示されるのか、それとも南島道方で一度精算される形なのか、いかがですか。

(事務局:瀬古課長)

まず大江道行電線の廃止に伴う地元へのフォローですが、協議を重ねさせて特に道行電区につきましては、路線の廃止となりますが、そもそも運行している時間帯が利用し難いものだったという事、調査した3名の方についても地元の方ではなく、趣味でバス路線を回られるような方の利用かと思われれます。

それと大方電線の運行などにより、こういった地域にデマンドバスがフォローしやすくなり、地元の方も喜んでみえるとも聞いております。

また、この地域には地元タクシー会社がございますので、移動手段確保が必要な場合は協力体制をとれるような体系づくりを目指していきたいと思っております。

続いてCルートにつきましては21条申請をいたします。次の議題で、ご説明をさせていただきます。

あと、直通バスの運賃体系については、担当者から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

(事務局:長尾)

バス停についての、伊勢警察署様、道路管理者や施設管理者との協議は済んでおります。

三重交通路線と、町営バスの運賃形態が違いますので、「南島道方」で降車せずに精算いただきます。例えば、中学生のお子さんですと町営バスは無料で、障がい者の方の免除もすべての方が全額無料となります。よろしいでしょうか。

(増田委員:三重交通)

同一車両での運行になりますので、お乗換えいただくに、通しでの運行になっています。必要に応じて「南島道方」でご精算いただきます。

(田畑会長)

加藤先生、いかがでしょうか。

(加藤委員:名古屋大学教授)

全く、声が聞こえないので、意見できません。

(事務局:瀬古課長)

大変申し訳ございません。

～ 調整するが、通信状況改善せず ～

(田畑会長)

ほか委員の皆さま、いかがでしょうか。

このような10月改正ダイヤを地域に見合ったよりサービスの向上した形というのが原点です。いろんな専門家の方からもご意見いただきましたが、これを承認していただくことにご異議ございませんか。申請までの訂正や、軽微な修正は私に一任していただいて、よろしいですか。

(委員賛同) はい。

(田畑会長)

ありがとうございます。

では三つ議題の二つ目に進みます。これは、吉津線における道路運送法21条申請についての協議でございます。初めに、事務局から申請内容の説明をしていただき、その後、申し訳ないけど、運輸支局の前葉専門官様に補足説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局:瀬古課長)

吉津線の路線図をご覧ください。

「神前浦」地区と、「河内」「伊勢地」地区に、Bルートであった「村山」地区を含め、巡回するルートでございます。各バス停の写真で現場をご確認ください。

小島医院、ふれあいセンターなんとう、コトブキ吉津店、南島庁舎、などがある村山・神前浦地区を巡回します。担当、長尾が説明します。

(事務局:長尾)

乗用4条許可事業者の神前タクシーさんに、この吉津線の「乗合」運行をしていただくため、道路運送法21条を申請していただきたいと考えております。

この21条のご説明に関しましては、三重運輸支局 前葉専門官様より教えていただきたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

専門用語ばかりですいません。21条21条っていう言葉ばかりで、全然ピンとこないと思いますが。

通常のバス、「乗合バス」というのは、これは普通の路線バスで、三重交通さんが運行してみえるものなどでございます。あと、「貸切バス」と言う事業があって、これは貸切の運送事業といいまして、先の乗合バスは皆さんがご乗車いただくと、お1人お1人がバス会社さんに運賃を支払うという形態ですね。

一方で、貸切バスといいますと「スキーバス」や「ツアーバス」などを言いついて、その場合、利用された方は旅行会社さんにお金を支払われて、バス会社に直接は、乗った方はお金を支払われてないと思います。

要は「貸切」、旅行会社さんがそのバス会社と一つの契約をしていて、運行している。これが「貸切バス」でございます。要は一つの契約でやっていて、「乗合運送」のように多数の契約であるか、というところが違いでございます。

そして、その21条許可というのはそういった貸切の運送事業ですが、この一定の条件の許可を取れば、一人一人からお金を取ってもいいよと言う制度でございます。

それが21条許可と私達は専門用語で言いますが、今回神前タクシーさんが、将来的には三重交通さんと同じ4条許可取得を目指していただきますが、それに至る前に、一旦21条を実証実験的に取れるので、今回は10月から一旦半年間を申請し、吉津線を運行されると聞いております。以上です。

(田畑会長)

ですからあまり条文が出てくるとわかりにくいですが、本来できない「乗合」形式の運行を、許認可でできるという事ですね。それでいいですか？

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

はい、それでいいと思います。

(田畑会長)

では、どんな事でも結構ですので、ご質問等あればお伺いします。これ行政の方でこういう行政サービスをもっと進化したいという中で、こういう提案が出されたのですか。

(事務局:長尾)

今回の21条申請を含めた吉津線の運行は、南島西巡回バス事業で地元タクシーさんを使った実証実験が好調だったことと、交通計画にもあります、地元交通事業者さんの維持存続の支援というところもあり、「神前タクシー」さんの運行として提案しております。神前タクシーさんは4条乗用許可事業者さんですが、乗合、定時定路線運行は本来できませんので、こう言った21条を申請して、「乗合」許可をいただいてから、運賃表もついておりますが、10月からは運賃も徴収いただいて、南島西巡回ルートに代わる、吉津線の運行を担っていただくこととなります。以上です。

(田畑会長)

これで、住民代表の皆さんも行政の意図がよくわかってくれました。ありがとうございます。

それから、少し遅れましたけど、2時5分に小磯さんが到着されました。小磯さん、大丈夫ですか。唐突ですが、ご挨拶をお願いしますね。すみませんね。

(小磯委員:三交伊勢志摩交通労働組合執行委員長)

すみません。初日ということでしたが、業務の都合上遅れましたこと申し訳ございません。

まだまだ、わからないことが多くございますが、今後、皆さまのお力を借りて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(田畑会長)

はい。ありがとうございます。ということで、質疑を続けたいと思います。

竹内さん、先ほど行政のねらいってというのがわかったところで、この21条申請によって、さらに住民に移動する手段の利便性を進化させたいんだという行政の思惑はどうでしょうか。

(竹内委員:住民代表)

書類を見せていただくだけではなかなか理解できませんでしたが、先ほど説明いただいてよくわかりました。それで、神前タクシーさんが乗合バスとして運行していただくには必要なものだということがよくわかりました。ありがとうございます。

(田畑会長)

ありがとうございます。事業者の育成という施策も大切ですね。企業は、競争で勝ち残ればいいというだけでは、こういう小さな町村で事業しておりますと自然淘汰されますので、大所高所から必要なものは、多少、経費がかかっても、行政が育成してくと言う姿勢は大事かもしれません。ありがとうございます。

古市委員、いかがでしょうか。競争はなく、お客さんの取り合いにならないでしょうかね。

(古市委員:大新東)

その辺りは、南伊勢町さんの公共交通がうまく潤えばいいかなと思っています。

所謂乗合事業者であります。私どもは区域運行という事で、ある程度決まった区域を、路線とは一線を画した状態で、私どもが自由に運行させていただいています。

一つ質問がありますが、21条を私もよく理解していないのですが、乗用のタクシー事業者さんが、乗合事業ができますというのが、21条だと思えますが、事業には3つあって、「乗用」「乗合」「貸切」がありますが、逆に「乗合」事業者が「貸切」事業をできるのでしょうか？素朴な疑問です。

(田畑会長)

では、前葉委員お願いします。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

多分ご質問としては「乗合」事業者が「貸切」事業をできるか、タクシー事業できるかということですね。

私も、そちらが専門ではないのですが、「乗合」事業、「貸切」事業、「タクシー」の事業として、それぞれ運送事業の許可を取ってもらう必要がありますので、「貸切」や「乗用」については先の21条許可と言う特別ルー

ルみたいなものがあります。それで「乗合」行為はできるのですが、片や乗合バス事業者さんが、タクシーの車両を使って運行できるかと言うと、これはできなかったと思います。もし違ったらごめんなさい。

(田畑会長)

ありがとうございました。加藤先生、通信は回復しましたか。

～ 申し訳ございません。回復していません。～

先生、大変申し訳ありませんね。

では、皆さん他にご意見ございませんか。これは、協議のみで承認はございませんね。

では、3番目の議題です。イベント開催時におけるデマンドバス利用について、これも協議事項ですね。事務局お願いいたします。

(事務局:瀬古課長)

今年度、「みなみいせまつり」が10月14日土曜日、10時から14時、場所は奈屋浦漁港で開催されます。このまつりの中のイベントで、天空のブランコ周遊ツアーという形で、奈屋浦漁港から見江島展望台にありますブランコまでをデマンドバスで周遊するツアーを企画しています。鵜倉半島見江島展望台に設置してあるブランコに、皆にぜひ乗っていただきたいということで、デマンドバスの利用促進を兼ねて、乗合事業ではありませんが、周遊ツアーで利用したいと考えております。皆さま、よろしく申し上げます。

(田畑会長)

イベント開催時におけるデマンドバス利用についてですね。

この「みなみいせまつり」では天空のブランコ周遊ツアーをするのに、移動手段としてデマンドバスを利用したいとのことですね。それでちょっと質疑に入る前に、天空のブランコがどういうものなのか、今の説明ではイメージがわからなかったので説明していただけますか。

(事務局:瀬古課長)

天空のブランコというのは、鵜倉半島の見江島展望台付近、一番上にあります。海に向かって漕ぎ出すようなブランコです。

(上村町長) 皆さんにブランコの写真を見せる

(田畑会長)

素晴らしい景色で、いいところですね。写真で良くわかりました。行かれた方みえますか？

では、竹内委員、教えてください。

(竹内委員:住民代表)

インスタやSNSでいろいろ投稿されるので、一度行きたいなど、家族で行きました。

よかったです。道中も「たいみー」ちゃんの案内看板をつけてもらっており、わかりやすかったです。

展望台まではいいのですが、ブランコまでの最後の道が少し急な坂で、階段があったのが重機で削られていて、そこがもう少し歩きやすく整備いただくと文句ないなと感じました。

この案自体は、デマンドにも乗っていただけますし、とてもいいなと思います。以上です。

(田畑会長)

ブランコのイメージもできて、こういった資源をまつりやバスと繋げ、付加価値を上げていく、素晴らしい施策だと思います。

(田中委員:住民代表)

南海展望台にも、このブランコできました。皆さん来てもらっているのかな？  
私は良く知らないのです。町長さんも来てもらったのかな。

(竹内委員:住民代表)

皆さん行って、写真とって、投稿されていますね。

(上村町長)

はい。一番に行って、写真とっていますのでね。

自分は町長になって1年近くなりますが、必ず週末土日のどちらかは38集落、車でまわります。

その現場でお会いする方も多くみえますが、それが目的ではないですが、やはりその時、お会いした時に、生の声を聞いております。

今、話題のブランコですが、町長になった時に、何かこう楽しめるものがないかな、この展望台来たときにも何かないかなと思っているところ、長野県などに行くと「アルプスの少女ハイジ」みたいなイメージで、そういったブランコがあり、設置してみました。

先日も現場に行くと、もうすごい人で駐車場も停められない位、待っていただいて、お客さんがたくさんみえている状態でした。先ほど会長に見ていただいた写真も、自分自身そこへ行って、子供さんが乗っているときに、撮影させていただきました。本当にすごい人が来ていただいております。

先の竹内委員からの道路が危ないとお話も、私も最初できた時に感じて、今、設計やどうしたら良いかと考えておりますので、またそれも改善されてくると思います。よろしくをお願いします。

そしてこのまつりで、デマンドバスで普及させるということで、やはり折角この町に来ていただいて、まちの魅力を感じていただきたいということで、こういった企画をしております。

コロナ禍も最近はまだ増えてはいますが、5類になったということで、今回この祭りを企画いたしました。

これはこの町の賑わいを感じていただきたいということで、10月14日に開催させていただきます。

この日は海の関係で何か協力し、参加させてほしいとのことで「鳥羽一郎」さんもお越しいただきます。

南海展望台もその展望台までは遠いので、一般の方が車を停めて、どこにあるかと、まだわかり難いところもあると思いますので、看板など設置しながら、進めて参りたいと思います。よろしくをお願いします。

(田畑会長)

ありがとうございます。確かに町長さんは隈なく、汗水垂らして、寒い日も町内に行かれています。すごく、活動的で、バイタリティ溢れています。それがこういうことに繋がると思うと夢がありますね。

島田委員は知っていましたか？

(島田委員:観光協会)

知っています。観光協会へも、町外の地域からも含めお問合せが多いです。

「どこにあるのですか？」など、ご案内させていただいています。これからもどんどん、お知らせしていきたいなと思っています。

(田畑会長)

観光協会さんも、このまつりの実行委員ですね？

では、この町の勢いをつけるために、様々な手法で、一丸となってみんなで取り組んで、敢えて、私も話題を広げて見ました。皆さんにお知らせできて良かったですね。

(田中委員:住民代表)

南海にもできましたが、南島にもあることがよくわかりました。帰ったら、みんなにも教えてあげようと思います。

(田畑会長)

はい、よろしくお願いしますね。では、デマンドバスさん、是非よろしくお願いしますね。

この日は、総力をあげてお願いしますね。

また、バスの方も三重交通さん、臨時バスを運行しますよね、皆さんよろしくお願いしますね。

はい、では前葉委員さん。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

はい、ではこのデマンドバス利用についての確認だけさせていただきます。

使用されるのは1台だけですか？(事務局「2台です」)

2台使用されるという事で、この日の生活利用についての車両はありますか？

(事務局:瀬古課長)

はい、ございます。

この日は予備車両も使用し、運行する予定としております。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

もし、例えばその日は終日このイベントで車両が取られてしまいますようであれば、予約が普段よりも取り難い状況が発生するような場合には、事前に町民の方にその旨周知していただいて、混乱のないようにしていただければと思います。

(事務局:瀬古課長)

これから大新東さん、また三重交通さん、他タクシーさんと協議をしながら、この祭りに向けて運行体系と、ご利用になる方に支障がないように、体制をとるように話しを進めております。以上です。

(田畑会長)

ありがとうございました。町の賑わいのために、前葉委員、ぜひ好意的な配慮をお願いします。  
先生にご意見をいただこうと思いましたが、まだ通信状況が悪いようです。申し訳ございませんね。  
では、会議を続けます。続いて、「令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について」ですね。  
事務局をお願いします。

(事務局:長尾)

事務局からご報告を申し上げます。5月23日前回の会議で、令和6年度のフィーダー計画申請についてご協議、承認いただき提出させていただきました。その中のデマンドバスの計画運行回数ですが、去年と同じ算出方法の運行計画になっています。日曜日も4台運行にしたまま、数が計上されています。

それと、広域を4台から3台に減らし運行してみると、若干運行回数が少なくなるということも見据えて、下方修正した方が良い旨のお話が三重支局様からありました。

参考資料の裏面、黄色のところは去年は4台だったので、そこを3台にして計算をし直しました。

会長了承をいただき、再提出させていただきましたので、ご了承下さい。報告としましては以上です。

(田畑会長)

はい、皆さまご意見ございますか。よろしいですね。

では、次の「ラストワンマイル等検討会にかかる説明会について」前葉委員、お願いします。

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

以前から全国各地で過疎化、高齢化が進展しまして、運転免許返納の進む中で公共交通が不十分な地域で、持続可能な利便性の高い交通サービスの確保が課題となっております。

早急に進めるためにタクシー、乗合タクシーなどに関する課題を総合的に検討するとともに、交通事業者さん、国、各自治体さんが一緒に地域公共交通の確保のために、DX、簡単に言うとデジタル化を加速させるためにいろいろ検討することを目的としまして、令和5年2月にこういった検討会が立ち上がりました。これは加藤先生もご参加されています。

検討会は6回開催され、この令和5年7月に取りまとめとして、方向性が公表されました。

お手元の資料が、そのラストワンマイル目的に係る制度運用改善策というもので、これは第5回目の検討会の資料でございます。内容はタクシー、乗合タクシー、あと自家用有償旅客運送事業に関する制度の運用の改善策を記載しています。

例えば5頁目施策1ですが、タクシー事業というのは最低車両数が5台と決まっていますが、そういったものの緩和や、この協議会の協議で関係するところだと11頁目の施策7、乗合タクシーです。通常、営業ナンバーの緑ナンバーの車両が必要ですが、一定の許可を受けた自家用自動車でも活用ができることになりやすよといった緩和策などが記載されています。

12個の改善策の制度運用部分は、現在、国交省内部で進めています。

この改善施策につきまして、自治体さん、旅客運送事業者さん、関係者に誤解のないように周知し、みずから持続可能な交通体系を考える一助となることに期待していることから、中部運輸局では説明会を開催予定でございます。開催はWEBも予定しているそうです。

この対象は、自治体、旅客自動車運送事業者、あと自家用有償旅客運送事業者、他関係者の方への予定になっております。開催案内の準備が整いましたらアナウンスさせていただきます、ぜひご参加ください。

あと、お配りしているこの資料の他にもインターネットで「ラストワンマイルモビリティ検討会」を検索すると、国土交通省のホームページの該当ページがずらっと出てきますので、またお時間ある時にご覧いただければ、他事例などわかるかと思えます、どうぞよろしくお願ひします。私から以上となります。

(田畑会長)

ラストワンマイルモビリティね。制度発足させる上で検討をしているということで、事業者さんの方は随分強い関心があるでしょうね。三重交通さん、それから、大新東さん、どうでしょうね、今の。

まだ検討会の段階らしいですけどこういう動きってのは関心がありますよね。

加藤先生が繋がりそうですね。申し訳ございませんでした、では加藤先生よろしくお願ひします。

(加藤委員:名古屋大学教授)

加藤ですが、急遽現場に行けなくなってしまって、申し訳ありません。

音声が聞けてなくて、脈絡がわからないのでご了承下さい。

21条とは何なのか、からお話いたします。

「お客さんからお金を取って運ぶ」というのは「緑ナンバー」ですけど、タクシーは「乗用」、貸切バスの「貸切」と、乗合バスの「乗合」と3種類あって、それぞれ全くこれは違うので、1つの許可を取っているのをやるってことはできません。これが普通に4条ってものです。

それが、道路運送法に21条があって、そこに何が書いてあるかと言うと、貸切バスとか、タクシーが特別な場合、「乗合」をしていいという事です。

その種類が2つあって、1つが「災害」の時で、災害の時は普通のバスが被害を受けていたり、鉄道が運行できなくなっていたりします。そんな緊急な時に、こういう公共交通会議などを開催したり、運輸局で認可を受けたり、新しい路線作るなどできないので、手っ取り早く貸切バスやタクシーに頼んで、「運行してもらえませんか?」「はい、いいですよ」と言うのが、21条です。

それと、それを更に大きく考えて、ずっと運行するわけではないのですが、何ヶ月か実験みたいなことで、より長く乗り合いバスを運行するってことでしたら、災害で何ヶ月か運行しますと言うことと同じようなことだと考えて、それを自治体が運行して欲しいという事だったら、運行してもいいって言うのが、その2というのがあります。

それが、今回、神前タクシーが依頼を受けて運行するというのが、この21条の主旨になります。この会議に出席してみえる方はわかると思いますが、例えば半年間実験するとしたら、今この会議でそれを認めれば21条で「貸切」や「乗用」の車が運行するとしてもできる、それは公共交通会議で4条の許可ができるので、別にそれで良いのです。でもそれにはまだ問題があって、そのために、「タクシー」や「貸切バス」の会社はもう何個か乗り越えなければならない障壁があり、それを乗り越えないといけないのですが、もしずっと4条をしていくのであれば、乗り越える意味もありますが、そうでなければ、やらない方が面倒くさくはないので、21条で運行すると言うことはあり得るとなります。

あと、21条は1年が限界だと言われていましたが、実はいろいろありまして、今は3年までできるとなっています。

ですので、この会議で許可するのかという事も本来必要はなく、3年間はできるとなっていますが、結局南伊勢町の場合は、この会議がきちんとできているので、4条でやっても、21条でやってもどちらでやっても大差はないのですが、ずっと運行するのであったらどこかで4条にしなくてはいけないと言うので、覚え

ておいていただいたらと思います。

今はまだ、実験ですので 21 条、特別の許可で運行するという事ですが、この南島西の方が調子よくなってきたら、4 条になっていただく、それと本来なら神前タクシーさんに何個かコメントいただいて、4 条事業者になっていただくと、言う風なことになると思います。一般論としてはそんな感じで、覚えておいていただきたいです。

あと、21 条と言うのは、地域公共交通会議の制度の前から、昭和の時代からあります。ですので、地域公共交通会議より優先していて、この会議にかけなくてもできる仕組みですが、通常、運輸局の方では地域公共交通会議で認めたものを 21 条として認めていく、なるべくそうしていただきたいとしています。

という事で、今回この件が協議されたという事になります。

この会議に出席されている方で、専門的でない方は、法律の使いやすい方をつかってもらえればと思っていただければいいです。

それと先に言ったように、「貸切」バスは「貸切」、「タクシー」は「タクシー」、「路線バス」は「路線バス」でないダメですので、そういう風に覚えていただいていたらいいです。

21 条は、災害のように少し短い期間の運行のことをいいますので覚えておいてください。

質問などあればお答えしますが、いいでしょうか？

(田畑会長)

21 条と 4 条について加藤先生よりご説明いただきました。質問ございますか？

本日は、通信状況も悪く申し訳なかったですが、また次回お会いした時によろしくお願いしますね。

(加藤委員:名古屋大学教授)

先の前葉専門官のお話がありましたが、南伊勢町では使えるメニューが多くあるので、積極的に活用いただけたらと思います。

また、4 月の法改正では、この公共交通会議でタクシー料金、運賃も決めてもいいようになりました。いままで、乗合バスやデマンドしかできなかったですが、タクシーや鉄道もできるようになりました。地域公共交通会議の権限が強化されていますので、皆さまよろしくお願いします。

(田畑会長)

驚きましたね、タクシーの料金なども決められると、のことでした。

よくわかりました。でもまだ検討の最中ですよ？

(前葉委員:中部運輸局三重運輸支局首席専門官)

検討の結果、その 12 個の緩和策をやっていくという事です。

方針は既に決まって、その細かいルールを今、つめているところでございます。

(田畑会長)

ああ、そうでしたか。

加藤先生からのメッセージで、こちら行きたかったのですが、先ほどの事情で来られなかったのが残念でした。ということで、皆さんにお会いしたかったとお詫びしていただきたいのことでした。では、時間も押ししており

ます。町長さんから最後にお祭りのことを含め、お言葉をいただければと思います。

よろしくをお願いします。

(上村町長)

皆様ご苦勞様でございます。少し時間が過ぎておりますけれどもありがとうございます。

我々、やはり行政として町民がどうしたら、一番安心安全で、利便性が高くなるのかを思い描きながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また皆様にこうやって議論いただいて、地域の実情などを知っていただき、こういう風がいいのではないかとご助言をいただき、参考にさせていただいて、担当課の方も進めていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、私も町長になって1年8ヶ月ほど経ちました。

昨年6月、すごい事件が起きまして、皆様にはお詫びしかなかったのですが、あれから1年少し経ち、これから前を見てまちづくりをしっかりしていこうと考えております。

まずは皆さんの移動手段の確保、交通の利便性の向上を非常に頑張っていきたいと思っております。

少し会長の方からそういう話も出ましたが、こうやってすべてのことを聞こえながらすべての方に知っていただきながら、まちづくりを進めていこうかなというふうに思っております。

まつりも、当初はもう少しこじんまりとしようかと考えておりましたが、折角やるのであれば、少し大々的にやろうということで、すべての皆様を巻き込んで、やっていきたいと考えておりますので、またその節はよろしくをお願いいたします。

三重交通さんをはじめ、タクシー事業者、そしてデマンドバスさんも非常にご協力いただきありがとうございます。

またこの地域公共交通会議の委員皆様には、町営バス運営、デマンドバス運営も含めて、本当にご理解をいただき誠に感謝いたします。これからも我々は、やはり頭の一番上に必ず町民の皆さんがみえて、その人たちに幸せ感を感じてもらうことをやっていきたいと思っております。

これからもご協力のほどよろしくお願いします。ありがとうございました。

(田畑会長)

ありがとうございました。

町長さんに最後のご挨拶をいただいたところで、これをもって散会にさせていただきたいと思えます。

皆さま、どうもありがとうございました。

---

閉 会

---